

ワクチン接種に係る低所得者対策について

今回の新型インフルエンザワクチンの接種は、新型インフルエンザ感染により重篤化の危険性が指摘されている方々や医療従事者に対し、緊急かつ優先的に実施するものであり、要接種者でありながら経済的理由によって接種機会を失い、感染・重篤に陥ることをできる限り防ぐための低所得者対策が必要である。

今回の要接種者の接種機会の確保は、ワクチンの確保、接種に伴う健康被害対策とともに国の責務であり、低所得者対策も全国で確実に行われる必要がある。したがって、これについては、原則として国の全額負担で実施すること。

仮に地方負担が生じる場合においても、国の責任において、各地方団体の負担額の全額を確実に措置すること。

また、国民生活に重大な影響を及ぼし、地方が実施主体となる事業については、国と地方の緊密な連携が必要であるにもかかわらず、国は地方に十分な協議をすることなく、半ば一方的に方針を決定しようとしていることは、極めて遺憾である。

地方の事務負担、財政負担が生じる制度を定めるに当たっては、地方と十分協議し、その合意を得ながら進めることを強く申し入れる。

平成21年9月29日

全 国 知 事 会
全 国 市 長 会
全 国 町 村 会